

千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を 改正する規則（案）の概要

1 改正理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき見直しを行うこととしており、各自治体においてもアナログ規制の見直しを積極的に取り組むように要請している。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、『千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則』に基づき浄化槽保守点検業者が帳簿を電磁的記録で保存する方法について、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行う。

2 改正内容

浄化槽保守点検業者が営業所ごとに備えることとされている浄化槽の設置場所や処理方式などを記載した帳簿の保存方法について、磁気ディスク等に限らず、広く対象となるよう電磁的記録に係る媒体に改める。

3 施行期日

令和7年3月施行予定